

(介1)

平成30年4月2日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会 常任理事

鈴木 邦彦



「「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」  
等のご送付について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、認知症施策につきましては「新オレンジプラン」が国家戦略として取り組まれているとともに、昨年改正の介護保険法にも普及・啓発等の関連施策を総合的に推進することが制度上明確化されております。

こうした中、今般、認知症施策等総合支援事業の実施要綱が一部改正され、本年4月1日より適用されることとなりました。それに伴い、厚生労働省より都道府県行政等宛に通知が発出されるとともに、本会宛に協力依頼がありました。

今年度の実施要綱においては、広域の見守りネットワークの構築において都道府県を超えたブロック単位で取り組むことが追加されたほか、初期集中支援チーム等の取組において都道府県が管下の市町村へ専門職を派遣し支援すること、若年性認知症の人の社会参加活動を支援する等が追加されております。

また、「「認知症地域医療支援事業の実施について」」の一部改正も行われており、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業」のカリキュラムが見直されたとのことでした。

その他、認知症初期集中支援チームに関し、伝達講習用の教材の紹介や、認知症サポート医への周知など、都道府県行政に向けて資質向上への取組をするよう依頼する認知症施策推進室長通知が発出されております。

貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知などご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



記

(添付資料)

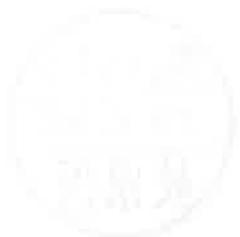
○ 「「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」  
等の送付について

(平 30.3.29 老発 0329 第 4 号厚生労働省老健局長通知)

○ 認知症初期集中支援チームの資質向上への取組について (依頼)

(平 30.3.26 老推発 0326 第 1 号 厚生労働省老健局総務課認知症施策推  
進室長通知)

以上

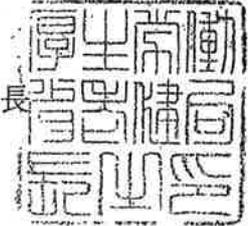




老発0329第4号  
平成30年3月29日

公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉義武 殿

厚生労働省老健局長



「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について」等の送付について

標記について、都道府県知事及び指定都市市長あてに下記のとおり通知いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、貴会会員の周知等を含め、引き続きご協力くださいますようお願い申し上げます。

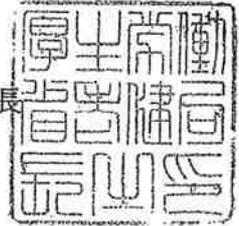
#### 記

- ・「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について  
(平成30年3月29日老発0329第1号)
- ・全国若年性認知症支援センター運営事業の実施について  
(平成30年3月29日老発0329第2号)
- ・「認知症地域医療支援事業の実施について」の一部改正について  
(平成30年3月29日老発0329第6号)

老発0329第1号  
平成30年3月29日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省老健局長



「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について

「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）を別添のとおり一部改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成26年7月9日老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">認知症総合戦略推進事業実施要綱</p> <p>1 目的 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）及び（4）の事業については、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 （1）認知症総合戦略加速化推進事業 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、都道府県を中心とした以下の取組を実施する。 ア 認知症の人の見守りに係る市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）、<u>都道府県</u>を越えた広域のネットワークの構築 認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制の構築が重要であることから、各市町村単位で実施される認知症高齢者見守り事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）と連携して以下の事業を実施する。 ・ 各都道府県における、認知症高齢者見守り事業実施市町村と未実施市町村と</p>	<p>(別添1)</p> <p style="text-align: center;">認知症総合戦略推進事業実施要綱</p> <p>1 目的 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための事業を実施することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県とする。ただし、3（2）の事業については、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）とする。 なお、事業運営の全部又は一部を、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。</p> <p>3 事業内容 （1）認知症総合戦略加速化推進事業 認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、都道府県を中心とした以下の取組を実施する。 ア 認知症の人の見守りに係る市町村（特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。）を越えた広域のネットワークの構築 認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制の構築が重要であることから、各市町村単位で実施される認知症高齢者見守り事業（「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に基づく事業をいう。以下同じ。）と連携して以下の事業を実施する。 ・ 各都道府県における、認知症高齢者見守り事業実施市町村と未実施市町村と</p>

の課題等の共有のための会議の開催

- ・ 市町村を越えた広域での認知症の人の検索活動を行う模擬訓練の実施
- ・ 都道府県を越えた広域での普及・啓発の実施や行方不明認知症高齢者が発生した際の共通の検索のガイドライン・様式の作成を進めるための会議の開催等

イ 認知症の人の地域活動等の推進

認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論の研究等を実施することにより、地域における認知症の本人の社会参加や生きがいづくりを推進する。

(ア) 具体的な取組例

- ・ 認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合うミーティング（本人ミーティング）の先進事例の収集
- ・ 本人ミーティングの開催方法の検討と開催
- ・ 本人ミーティングの開催後の効果・検証
- ・ 本人ミーティングから得られた本人のニーズの共有と、地域作りへの生かし方の検討
- ・ 本人ミーティングを活用した認知症施策の評価方法等についての検討

(イ) 本人ミーティング開催に当たっての留意事項

- ・ 企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること
- ・ 認知症の人が、普段から本音を出すことができる関係を構築すること
- ・ 認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること
- ・ 行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと

ウ 管内市町村における認知症施策の取組の向上・強化

管内市町村に医療・福祉等の専門職を派遣し、管内市町村の認知症施策の取組について、指導・助言を実施する。また、都道府県内の認知症施策に係る取組について、医療・介護・福祉等の関係者が参加し、管内における認知症施策全般の推進について検討する会議等を開催するとともに、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、各種施策実施に向けての課題を共有・解決するための検討会等を開催する。

の課題等の共有のための会議の開催

- ・ 市町村を越えた広域での認知症の人の検索活動を行う模擬訓練の実施等

イ 認知症の人の地域活動等の推進

認知症の本人のニーズを地域で共有する取組の実施や、好事例の収集、方法論の研究等を実施することにより、地域における認知症の本人の社会参加や生きがいづくりを推進する。

(ア) 具体的な取組例

- ・ 認知症の人が集い、自らの体験や希望、必要としていることを主体的に語り合うミーティング（本人ミーティング）の先進事例の収集
- ・ 本人ミーティングの開催方法の検討と開催
- ・ 本人ミーティングの開催後の効果・検証
- ・ 本人ミーティングから得られた本人のニーズの共有と、地域作りへの生かし方の検討
- ・ 本人ミーティングを活用した認知症施策の評価方法等についての検討

(イ) 本人ミーティング開催に当たっての留意事項

- ・ 企画や計画等、準備段階から認知症の人が参画すること
- ・ 認知症の人が、普段から本音を出すことができる関係を構築すること
- ・ 認知症の人同士が繋がり、継続的に集まることができる場づくりをすること
- ・ 行政・当事者・地域の関係者が、認知症の人が語る「声」を丁寧に聴くこと

ウ 管内市町村における先進事例の収集・普及及びその加速化

都道府県内の認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者が参加し、管内における認知症施策全般の推進について検討する会議等を開催するとともに、管内市町村における認知症施策の全体的な水準の向上を図るため、各種施策実施に向けての課題を共有・解決するための検討会等を開催する。

・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の取組について、専門職を管内市町村に派遣し、個別支援の対応手法や地域の課題解決に向けた対応のための指導・助言の実施

- ・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の先進的な取組や課題を共有する会議等の開催
- ・ 二次医療圏単位で関係機関等が集い、認知症医療と介護の連携の枠組みの構築に資する取組等の実施

エ その他地域の実情に応じた、認知症施策全般の推進についての取組

(2) 認知症施策普及・相談・支援事業

認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行う。

ア 具体的な取組内容

- (ア) コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。
- (イ) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- (ウ) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。
- (エ) 地域の実情に応じた取組を行うこと。

- ・ 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及するための講座等を開催すること。
- ・ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。
- ・ 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成すること。

イ 相談員の配置等

- ・ ア (ア) の事業の実施に当たっては、認知症の人やその家族等の相談内容・

・ 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員設置市町村と未設置市町村との課題を共有する取組等の実施

- ・ 二次医療圏単位で関係機関等が集い、認知症医療と介護の連携の枠組みの構築に資する取組等の実施

エ その他地域の実情に応じた、認知症施策全般の推進についての取組

(2) 認知症施策普及・相談・支援事業

認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を構築するとともに、地域における認知症の理解の促進を図ることにより、地域の実情に応じた効果的な支援を行う。

ア 具体的な取組内容

- (ア) コールセンターの設置や相談会の開催により、認知症の人やその家族等からの各種の相談に応じること。
- (イ) 相談内容により、地域包括支援センター、介護サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関が行う支援へ適切につなぐこと。
- (ウ) 地域包括支援センター、市町村等の相談体制の支援に資するため、定期的な情報提供などにより連携を図ること。
- (エ) 地域の実情に応じた取組を行うこと。

- ・ 認知症の知識や技術の面だけでなく精神面も含め認知症の人や家族を支えることを目的とし、面接面談による相談、交流集会や認知症の正しい知識を普及するための講座等を開催すること。
- ・ 認知症に対する早期の対応を目的として、先駆的な取組を行っている自治体等から情報を収集し、自治体職員、介護従業者、管内の市町村、関係機関等を対象としたシンポジウムや研修会を開催するとともに各事業の成果の普及等を行うこと。
- ・ 認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成すること。

イ 相談員の配置等

- ・ ア (ア) の事業の実施に当たっては、認知症の人やその家族等の相談内容・

頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。

- ・ 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症の人やその家族等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置すること。
- ・ 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。

#### ウ 設備等

コールセンターを設置する場合には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

#### エ その他の留意事項

- ・ 都道府県等は、本事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、相談に対する円滑な支援が図られるよう、市町村、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関・団体等との連携体制を整備すること。
- ・ 本事業を委託により実施する場合、受託事業者は、事業を実施するに当たって、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- ・ コールセンターの開設日の設定に当たっては、相談者の利便性を考慮すること。また、コールセンターの設置に当たっては、特設設置場所の指定をするものではないが、相談に対し効果的な支援ができるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業所、その他関係機関・団体への設置も含め考慮すること。
- ・ コールセンターの実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

#### (3) 成年後見利用促進連携・相談体制整備事業

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）では、市町村は、成年後見制度の利用が必要な本人・その家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を後見している成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関を設置することとされている。また、その中核機関が、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークを構築すること

頻度等を考慮しつつ、利用者が身近に相談でき、かつ、相談に対して総合的に対応できる相談員を配置することとする。

- ・ 相談員には、認知症介護の経験を有する者の他、介護支援専門員や社会福祉士、認知症医療の専門家、高齢者権利擁護の専門家等認知症の人やその家族等に対し適切な相談援助を行うことができる者を必要に応じて配置すること。
- ・ 上記の他、相談の転送が可能な専門家の確保等地域の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築することが望ましい。

#### ウ 設備等

コールセンターを設置する場合には、相談専用の電話及びその他相談を適切に行うために必要な設備を設けること。

#### エ その他の留意事項

- ・ 都道府県等は、本事業の実施について認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めること。
- ・ 都道府県等は、相談に対する円滑な支援が図られるよう、市町村、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、福祉、医療の各分野の関係機関・団体等との連携体制を整備すること。
- ・ 本事業を委託により実施する場合、受託事業者は、事業を実施するに当たって、市町村や都道府県と協議の上実施すること。
- ・ コールセンターの開設日の設定に当たっては、相談者の利便性を考慮すること。また、コールセンターの設置に当たっては、特設設置場所の指定をするものではないが、相談に対し効果的な支援ができるよう、認知症疾患医療センター等の医療機関や介護サービス事業所、その他関係機関・団体への設置も含め考慮すること。
- ・ コールセンターの実施にあたっては、「認知症コールセンターマニュアル」（平成20年度老人保健健康増進等事業）を参考とすること。

#### (3) 成年後見利用促進連携・相談体制整備事業

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）では、市町村は、成年後見制度の利用が必要な本人・その家族が円滑に制度を利用できるようにするための相談機能や、認知症高齢者等を後見している成年後見人等を支援するための機能等を担う中核機関を設置することとされている。また、その中核機関が、医療・福祉、法律の専門職や地域の関係者等から構成されるネットワークを構築すること

等、制度の利用促進に向けた体制を整備することとされている。

成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関（市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等）が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施する。

ア 中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進

- ・ 地域住民からの相談機能の充実や成年後見人等に対する支援強化のため、市町村から委託を受けた実施機関が、弁護士会や司法書士会の士業団体や家庭裁判所等と連携して、個別の相談会やケース検討を実施する
- ・ 成年後見制度を利用している者若しくは利用の予定がある者を支援している者に関わる医療機関や介護サービス事業所等に携わる者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催し、普及・啓発を図るとともに、地域のネットワークの構築を図る。

イ 市町村を越えた広域的なネットワークの構築

- ・ 単独の市町村では、中核機関の設置や地域住民に対する普及・啓発が困難な場合に、近隣の市町村とともに協議会を設置し、合同で成年後見制度に関する中核機関を設置するなど、広域的な取組が実施できるよう支援する。

ウ 意思決定支援に関する普及・啓発

- ・ 介護保険サービス事業者等向けに、意思決定支援の理念や先進的な事例を共有するための研修等を開催し、認知症の人の意思決定に配慮するための意識の醸成を図る。

エ 管内市町村における先進事例の収集・普及

- ・ 中核機関が設置されている管内市町村の取組を踏まえたガイドラインの策定や事例集の作成のための検討会議の開催や、未設置の管内市町村への課題を共有し、設置に向けた普及・啓発するための取組を実施する。

(4) 若年性認知症施策総合推進事業

若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を実施する。

ア 若年性認知症支援コーディネーター設置事業

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、若年性認知症支援コーディネーター

等、制度の利用促進に向けた体制を整備することとされている。

成年後見制度が円滑に利用されるためのスキームづくりや運用に資するための取組や、中核機関（市町村から委託を受ける社会福祉協議会、地域包括支援センター等）が法律面等や広域的なネットワークの構築等についての支援を受けられるような体制整備を実施する。

ア 中核機関の機能の強化やネットワークの構築の推進

- ・ 地域住民からの相談機能の充実や成年後見人等に対する支援強化のため、市町村から委託を受けた実施機関が、弁護士会や司法書士会の士業団体や家庭裁判所等と連携して、個別の相談会やケース検討を実施する
- ・ 成年後見制度を利用している者若しくは利用の予定がある者を支援している者に関わる医療機関や介護サービス事業所等に携わる者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催し、普及・啓発を図るとともに、地域のネットワークの構築を図る。

イ 市町村を越えた広域的なネットワークの構築

- ・ 単独の市町村では、中核機関の設置や地域住民に対する普及・啓発が困難な場合に、近隣の市町村とともに協議会を設置し、合同で成年後見制度に関する中核機関を設置するなど、広域的な取組が実施できるよう支援する。

ウ 管内市町村における先進事例の収集・普及

- ・ 中核機関が設置されている管内市町村の取組を踏まえたガイドラインの策定や事例集の作成のための検討会議の開催や、未設置の管内市町村への課題を共有し、設置に向けた普及・啓発するための取組を実施する。

(4) 若年性認知症施策総合推進事業

若年性認知症の人が、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするための取組を実施する。

ア 若年性認知症支援コーディネーター設置事業

若年性認知症の人やその家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークを調整するため、若年性認知症支援コーディネーター

ネーターとして、以下の役割を担う者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

- ・ 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じること。
- ・ 相談内容を踏まえ、若年性認知症である本人やその家族の思い、置かれている環境、有する能力等の状況を勘案し、必要な支援制度やサービス等を紹介すること。
- ・ サービスを提供する関係機関等と若年性認知症の人に係る必要な情報を共有の上、支援内容についての連絡調整等連携を図ること。
- ・ サービスを提供する関係機関等から必要に応じて相談者の状況を定期的に情報収集すること。
- ・ その他若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等の支援に資すること。

#### イ 若年性認知症支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置を行うとともに、若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

##### (ア) 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県等管内への普及等の役割を担うものとして、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて都道府県等と連携の上、医療機関、介護サービス事業者、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員、指定障害福祉サービス事業者、商工会議所等の経済団体、認知症施策にかかる行政担当者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

なお、都道府県等は、本会議の設置にあたっては各都道府県等に設けられ

ネーターとして、以下の役割を担う者を配置し、若年性認知症の特性に配慮した就労継続支援及び社会参加支援等を推進する。

- ・ 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する関係機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に応じること。
- ・ 相談内容を踏まえ、若年性認知症である本人やその家族の思い、置かれている環境、有する能力等の状況を勘案し、必要な支援制度やサービス等を紹介すること。
- ・ サービスを提供する関係機関等と若年性認知症の人に係る必要な情報を共有の上、支援内容についての連絡調整等連携を図ること。
- ・ サービスを提供する関係機関等から必要に応じて相談者の状況を定期的に情報収集すること。
- ・ その他若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等の支援に資すること。

#### イ 若年性認知症支援ネットワーク構築事業

若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築するための会議（以下「ネットワーク会議」という。）の設置を行うとともに、若年性認知症自立支援ネットワークを構成する関係者及び障害福祉サービス従事者や企業関係者等、若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して次の研修を行い、若年性認知症に対する理解促進を図る。

##### (ア) 若年性認知症自立支援ネットワークの構築

ネットワーク会議は、本事業の円滑な実施及びその成果の都道府県管内への普及等の役割を担うものとして、若年性認知症支援コーディネーターが必要に応じて都道府県と連携の上、医療機関、介護サービス事業者、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、指定障害福祉サービス事業者、商工会議所等の経済団体、認知症施策にかかる行政担当者、認知症の人やその家族等の意見を代表する者、認知症ケアに関する有識者等を構成員として設置するものとし、次の取組を行うものとする。

なお、都道府県は、本会議の設置にあたっては各都道府県に設けられている障害者就労支援ネットワーク（就労支援事業所等の障害者福祉施策、ハロ

ている障害者就労支援ネットワーク（就労支援事業所等の障害者福祉施策、ハローワークや地域障害者職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、医療機関、自治体等で構成）等の既存のネットワークと連携を図るものとする。

- ・ 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- ・ 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- ・ 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- ・ 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成
- ・ その他若年性認知症の人への支援に資する事業

#### (イ) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して、若年性認知症の人が利用できる社会資源に関する情報の提供や、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

(留意事項)

- ・ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県等商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。
- ・ 本研修の性格上、都道府県等は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

#### ウ 若年性認知症の人の社会参加活動の支援

若年性認知症の人が、これまでの経験や残された能力を活用して、例えば農作業や商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等に携わり、地域において役割を担うことを通じて、「生きがい」をもった生活が送れるよう、若年性認知症の人が集まり定期的に行う社会参加活動を支援する。

#### (ア) 具体的な取組例

- ・ 都道府県等が適当と認めた事業者が行う若年性認知症の人の社会参加のため

ネットワークや地域障害者職業センター等の労働施策、商工会議所等の経済団体、医療機関、自治体等で構成）等の既存のネットワークと連携を図るものとする。

- ・ 若年性認知症の人への支援に関わる人や機関等が情報を共有できる仕組みづくりの検討
- ・ 若年性認知症の人への支援に係るケース会議、事例研究等の実施
- ・ 若年性認知症の人への支援に資する福祉サービス等の資源の共有化や各種助成金等に係る情報発信
- ・ 企業や福祉施設等に対し若年性認知症の理解促進を図るためのパンフレット等の作成
- ・ その他若年性認知症の人への支援に資する事業

#### (イ) 若年性認知症自立支援ネットワーク研修の実施

若年性認知症自立支援ネットワーク構成員及び地域の障害福祉サービス従事者や事業主や人事労務担当者、産業医を含む企業関係者等若年性認知症の人に対する支援に携わる者に対して、若年性認知症の人が利用できる社会資源に関する情報の提供や、若年性認知症の人の特性に配慮した日常生活上の支援、就労上の支援等のために必要な知識・技術を習得するための研修を行う。

(留意事項)

- ・ 実施主体の長は、研修受講者の募集に当たり、各都道府県商工会議所、社会福祉協議会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。
- ・ 本研修の性格上、都道府県は研修参加者の経費負担の軽減に努めることが望ましい。

に行われる農業、商品の製造・販売、食堂の運営、その他の軽作業、地域活動等の活動（以下「社会参加活動」という。）に対する支援

- ・ 社会参加活動を行うに当たり、事業者に専門家を派遣する等により活動を実施するために必要な助言や、十分なノウハウを有していない若年性認知症の人に対する技術・専門知識の指導・助言
- ・ 都道府県等が適当と認めた事業者によるマルシェ等イベントの開催支援
- ・ 社会参加活動に関する好事例を収集し、関係者で共有するなどの意識啓発
- ・ 社会参加活動を行うために必要な農業生産者や企業等とのマッチング支援

(イ) 実施に当たっての留意事項

- ・ 国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。ただし、以下①から⑤については当該事業費の補助対象外とする。
  - ① 維持管理費
  - ② 都道府県等が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行う費用、又は個人負担を直接的に軽減する費用
  - ③ 介護保険サービスの一環として行われる社会参加活動に当てられる費用
  - ④ 国からの補助金、交付金等を使用して行われる社会参加活動の取組に当てられる費用
- ・ 社会参加活動は、アの若年性認知症支援コーディネーターの活動の一環又は連携しながら行われる必要がある。また、活動地域の認知症地域支援推進員とも連携を図ることが望ましい。
- ・ 支援の対象となる社会参加活動は、営利を目的とするものではないこととする。
- ・ 社会参加活動に参加する利用者は、若年性認知症の人を中心としつつ、若年性認知症の人以外の認知症の人が参加することを妨げない。
- ・ 社会参加活動で農業を行うに当たっては、都道府県農政部局と連携し事業実施地域における主要農産物の生産状況、価格、市場ニーズ等の把握を行った上で、効果的・効率的に実施するよう努めることとする。

エ 若年性認知症実態調査及び支援ニーズの把握

若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県等において若年性認知症施策を進める上で

ウ 若年性認知症実態調査及び支援ニーズの把握

若年性認知症の人の実態やニーズは地域の社会資源等の状況によって、それぞれ異なっていることから、各都道府県において若年性認知症施策を進める上で基

基礎的なデータを収集するため次の取組を行う。

(ア) 各都道府県等管内の若年性認知症の実態調査

若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握のため、医療機関及び管内市町村等と連携した調査の実施

(イ) 若年性認知症の人やその家族へのヒアリング等による支援ニーズ把握及び支援方策の共有

- ・ 若年性認知症の人やその家族が集まる交流会や認知症カフェなどでの意見聴取による支援ニーズ把握
- ・ 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会での支援方策の共有

4 実施上の留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、必ず地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号）及び任意事業（同条第3項）と効果的な連携を図ること。

(2) 本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築に係る事例については、「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号老人保健福祉局長通知）により実施する「認知症介護研究・研修センター運営事業」に対する情報提供について協力すること。

(3) 本事業により設置された相談員等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

基礎的なデータを収集するため次の取組を行う。

(ア) 各都道府県管内の若年性認知症の実態調査

若年性認知症の人やその家族の実態及びニーズの把握のため、医療機関及び管内市町村等と連携した調査の実施

(イ) 若年性認知症の人やその家族へのヒアリング等による支援ニーズ把握及び支援方策の共有

- ・ 若年性認知症の人やその家族が集まる交流会や認知症カフェなどでの意見聴取による支援ニーズ把握
- ・ 若年性認知症の人やその家族が参加する意見交換会での支援方策の共有

4 実施上の留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、必ず地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号）及び任意事業（同条第3項）と効果的な連携を図ること。

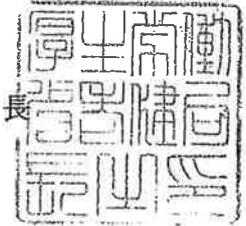
(2) 本事業において収集した先進的な地域支援体制の構築に係る事例については、「認知症介護研究・研修センター運営事業の実施について」（平成12年5月8日老発第477号老人保健福祉局長通知）により実施する「認知症介護研究・研修センター運営事業」に対する情報提供について協力すること。

(3) 本事業により設置された相談員等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定等を踏まえ、認知症の人や家族等の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

老発0329第2号  
平成30年3月29日

愛知県知事 殿

厚生労働省老健局長



### 全国若年性認知症支援センター運営事業の実施について

企業に対する若年性認知症の普及・啓発や都道府県等に配置している若年性認知症支援コーディネーターの相談支援などに対応するため、別紙のとおり「全国若年性認知症支援センター運営事業実施要綱」を定め、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、当該事業の円滑な実施について特段の配慮を願いたい。

なお、「若年性認知症コールセンター運営事業の実施について」（平成21年6月2日老発第0602006号本職通知）は廃止する。

## 全国若年性認知症支援センター運営事業実施要綱

### 1 目的

若年性認知症の人は、いわゆる現役世代であることから、就労継続や子育てなどライフステージに応じた多角的な支援が必要である。

各都道府県や指定都市では、若年性認知症支援コーディネーターの配置や相談窓口の設置を行い、若年性認知症の人やその家族からの相談を踏まえ、活用が可能な福祉制度への連絡調整や雇用継続に向けた企業への働きかけ等の支援を行うための体制を進めている。

特に就労継続については、企業の経営者・管理者、産業医、人事担当者等が、本人の状態や希望等に応じた業務の見直しや配置換えなどを行うことでその実現が見込まれることから、これら企業関係者に対し、若年性認知症に関する意識を醸成していくことが重要である。

本事業は、若年性認知症支援コーディネーターや相談窓口の職員等に対して、相談支援を実施することや、若年性認知症の症状、若年性認知症の人やその家族の実態を認識し、本人やその家族、企業等を支援するための施策の知識や相談支援のノウハウを習得するための研修等を実施するとともに、若年性認知症の人を雇用する企業に対して、若年性認知症の普及・啓発を行うなどにより、若年性認知症の人が、その状態に応じて適切な支援を受けられるよう効果的な取組の推進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は愛知県とする。

ただし、事業の全部又は一部について、本事業を適切に実施できると認められる団体に対する委託又は補助により実施できるものとする。

### 3 事業内容

- (1) 都道府県等に配置や設置される若年性認知症支援コーディネーターや相談機関から寄せられる個別の相談に応じるとともに、若年性認知症に関連する制度や研究結果、収集した先進自治体の取組等について、定期的に情報提供や研修を実施

するなどにより、支援に資する知識やノウハウの向上を図ること。

- (2) 若年性認知症の人又はその可能性のある人を雇用する全国規模の企業や業界団体等に対して研修や相談支援等を実施し、若年性認知症の普及・啓発を行うこと。
- (3) 若年性認知症の人やその家族、若年性認知症の人が利用する機関及び若年性認知症の人を雇用する企業等からの各種相談に対し、電話相談により応じること。
- (4) 相談内容により、都道府県に配置される若年性認知症支援コーディネーター、市町村に配置される認知症地域支援推進員、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、市町村等適切な関係機関への連絡調整を行うこと。
- (5) 本事業の利用促進のため、普及啓発を図ること。

#### 4 支援員の配置等

若年性認知症の人の状態やその家族等が抱える悩みや不安を考慮しつつ、若年性認知症支援コーディネーターや相談機関の職員に対する支援の知識やノウハウの習得のための研修の実施、若年性認知症の職員を雇用する又はその可能性のある企業に対する普及・啓発、若年性認知症の人を含む関係機関等からの相談等に総合的に対応するため、本事業の実施主体（委託又は補助により行う場合には受託又は補助を受ける団体。以下同じ。）に支援員を配置する。

なお、支援員には、認知症介護指導者養成研修修了者、精神保健福祉士、障害者就労支援の経験者等若年性認知症の特性に関し知見を有する者又は若年性認知症の人に対するサービスの実務経験を有する者等若年性認知症の人に対し適切な支援を行うことができる者を充てなければならない。

前記のほか若年性認知症の人の支援に関わる様々な分野の認知症専門家及び専門機関との協力体制を構築すること。

#### 5 設備及び名称

- (1) 本事業の実施に当たっては、次の設備を設けること。
  - ・ 企業、若年性認知症支援コーディネーター、若年性認知症の人やその家族等からの相談のための専用の電話設備
  - ・ その他相談を十分に行うために必要な設備
- (2) 相談窓口の名称は、若年性認知症に関する相談窓口であることが明確なものと

すること。

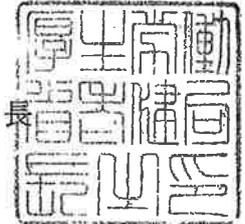
## 6 その他

- (1) 実施主体の長は、本事業の実施について、企業、若年性認知症支援コーディネーター、若年性認知症の人やその家族等に広く周知されるよう努めることとする。
- (2) 実施主体の長は、本事業により把握した若年性認知症の人に対する先駆的な取り組みや共通するニーズなど、効果的な若年性認知症施策の推進に資する事項について国に報告するとともに、都道府県等の関係機関に情報提供を行うこととする。
- (3) 実施主体の長は、本事業の実施に当たり、医療機関、介護サービス事業者の他、保健、医療、福祉の各分野の関係機関、団体との連携体制を整備すること。

老発0329第6号  
平成30年3月29日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省老健局長



「認知症地域医療支援事業の実施について」の一部改正について

「認知症地域医療支援事業の実施について」（平成27年4月15日老発0415第6号本職通知）を別添のとおり一部改正し、平成30年4月1日から適用することとしたので通知する。

「認知症地域医療支援事業の実施について」（平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知）新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">老発0415第6号 平成27年4月15日 老発0331第7号 平成28年3月31日 <u>一部改正 老発0329第6号</u> <u>平成30年3月29日</u></p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">認知症地域医療支援事業の実施について</p> <p>今後の認知症高齢者の増加により、身近な主治医（かかりつけ医）のもとに通院する高齢者の中からも経過中に認知症を発症するケースの増加等が予想されることから、かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を修得できるための研修及びかかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、病院勤務の医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修等を実施することを目的として、別添の通り実施要綱を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期診断・早期対応のための体制整備並びに適切な事業実施にご協力願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">老発0415第6号 平成27年4月15日 <u>一部改正 老発0331第7号</u> 平成28年3月31日</p> <p>都道府県知事 各 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局長</p> <p style="text-align: center;">認知症地域医療支援事業の実施について</p> <p>今後の認知症高齢者の増加により、身近な主治医（かかりつけ医）のもとに通院する高齢者の中からも経過中に認知症を発症するケースの増加等が予想されることから、かかりつけ医が適切な認知症診断の知識・技術等を修得できるための研修及びかかりつけ医への助言その他の支援を行う認知症サポート医の養成を行うとともに、病院勤務の医療従事者が認知症ケアについて理解し適切な対応をできるようにするための研修等を実施することを目的として、別添の通り実施要綱を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>各都道府県・指定都市におかれては、関係団体等と連携の下、各地域における早期診断・早期対応のための体制整備並びに適切な事業実施にご協力願いたい。</p>

(別添)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1・第2 (略)

第3 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業

(1)～(3) (略)

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記2)に基づき、病院勤務の医療従事者として必要な認知症ケアの原則等の知識の修得に資する内容とする。

(5)～(7) (略)

(別記2) 標準的なカリキュラム

		研修内容	
I	ねらい	認知症の人の視点で、認知症ケアに求められていることを理解する	
	到達目標	1 研修の目的を理解する 2 認知症の人の視点で、対応への課題を理解する 3 認知症の人を取り巻く施策等について理解する	
	目的 内容 (15分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院する認知症の人に起こっていること</li> <li>認知症の人の将来推計</li> <li>認知症に関連する国の施策(研修の背景)</li> <li>一般病院での認知症対応のための体制整備の要点</li> </ul>	
II	ねらい	疾患を理解し、入院中の対応の基本を習得する	
	到達目標	1 疾患の特徴を理解する 2 入院生活における認知症の人の行動の特徴を理解し、対応方法について習得する 3 各専門職の役割と院内連携について理解する	
	対応力 内容 (60分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の病型、症状、経過</li> <li>治療薬と薬物以外の療法とケア</li> <li>介護者への支援</li> <li>認知症の人の理解</li> <li>認知症ケアの基本</li> </ul>	

(別添)

認知症地域医療支援事業実施要綱

第1・第2 (略)

第3 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業

(1)～(3) (略)

(4) 研修内容

研修受講者に対し、標準的なカリキュラム(別記2)に基づき、病院勤務の医療従事者として必要な認知症ケアの原則等の知識の修得に資する内容とする。

(5)～(7) (略)

(別記2) 標準的なカリキュラム

		研修内容	
I	ねらい	認知症の人の入院に際して、認知症とケアの基本を理解する	
	到達目標	1 研修の目的を理解する 2 認知症の人が入院することの全体像を理解する 3 認知症の人の特徴とケアの基本を理解する	
	目的 内容 (10分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状と課題(研修の背景)</li> <li>認知症高齢者の現状</li> <li>急性期病院における認知症の治療・ケアの課題</li> <li>研修の目的</li> <li>入院中のケアの問題</li> </ul>	
II	ねらい	認知症の人のアセスメント、入院中の対応の基本を習得する	
	到達目標	1 認知症の人の入院時に行うアセスメントのポイントを理解する 2 入院生活における認知症の人の行動の特徴を理解する 3 入院中に問題になりやすい場面の対応方法について習得する	
	対応力 内容 (60分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の診断基準(DSM)</li> <li>入院の際に留意が必要な認知症の症状と要因・誘因</li> <li>認知症の事例(BPSD)</li> <li>認知症ケアの展開における4つの視点</li> <li>入院加療・退院をスムーズに進めるための4つの視点</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行動・心理症状（BPSD）への対応</li> <li>・せん妄への対応</li> <li>・各医療従事者の基本的な役割と院内連携上の役割</li> </ul>
Ⅲ 連携等  (15分)	ねらい	院内・院外の多職種連携の意義を理解する
	到達 目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多職種連携の意義とメリットを理解する</li> <li>2 院内・院外で多職種連携する必要性について理解する</li> <li>3 多職種で行うカンファレンスの要点を理解する</li> </ol>
	主な 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種連携のメリット</li> <li>・入院前、退院後も含めた多職種・他機関連携</li> <li>・多職種で行うカンファレンス</li> <li>・入院時・退院時カンファレンスの主な検討課題</li> </ul>

(様式3) (略)

第4～第7 (略)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体合併症の回復過程に応じた認知症ケアの視点</li> <li>・せん妄の問題</li> </ul>
Ⅲ 連携等  (20分)	ねらい	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 院内・院外の多職種・他職種連携の意義を理解する</li> <li>2 管理者として取り組む体制や環境整備の意義を理解する</li> </ol>
	到達 目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 院内・院外の連携における認知症の人と自身のメリットを理解する</li> <li>2 入退院の場面と院外の連携相手について理解する</li> <li>3 管理者としての体制と環境作りについて理解する</li> </ol>
	主な 内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切でスムーズな医療・ケアを提供するために</li> <li>・連携により期待される効果</li> <li>・「管理者」の目的</li> </ul>

(様式3) (略)

第4～第7 (略)



老推発 0326 第 1 号  
平成 30 年 3 月 26 日

各都道府県認知症施策担当部局長 殿

厚生労働省老健局総務課  
認知症施策推進室長  
(公 印 省 略)

認知症初期集中支援チームの資質向上への取組について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進について御協力いただき御礼申し上げます。

平成 27 年 1 月に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、早期診断・早期対応にむけた支援体制を構築するため、平成 30 年 4 月までにすべての市町村に認知症初期集中支援チームを設置することとされております。

本年 3 月 6 日に開催された全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、市町村の取組の底上げをお願いしましたとおり、平成 30 年度以降においても、下記のとおり、認知症初期集中支援チームの資質向上に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 認知症初期集中支援チーム員研修について

認知症初期集中支援チーム員（地域支援事業実施要綱別記 3 の 3 (1) 認知症初期集中支援推進事業ウ（ア）b①の要件を満たす専門職）は、「国が別途定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。」としております。

国立長寿医療研究センターが開催する認知症初期集中支援チーム員研修を同研修として実施してきたところであり、今後も同様取扱とするので、ご承知おき願います。なお、平成 30 年度の同研修の実施に当たっては、同センターより募集要項を各都道府県宛に別途発出予定ですので、発出された際は、管内市町村に対して周知をお願いいたします。

また、「やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員も事業参加も可能とする。」としております。「国が定める研修」のプログラムについては、別添を標準とし、国立長寿医療研究センターが開催する認知症

初期集中支援チーム員研修の受講者を講師として、伝達講習を都道府県が開催することも可能としております。中山間地域など受講が難しい地域の市町村については、都道府県が伝達講習を開催するなど、市町村の支援を引き続きお願いいたします。

なお、国立長寿医療研究センターのホームページに研修の映像等研修教材が掲載されておりますので、伝達講習の教材としてや認知症初期集中支援チームについて周知する際など、ご活用いただきますようお願いいたします。

【URL】 <http://www.ncgg.go.jp/kenshu/kenshu/27-2.html>

## 2 認知症初期集中支援チームの資質向上のための財政確保について

認知症初期集中支援チーム員研修の受講料や都道府県が行う同研修の伝達講習の開催費用については、「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能としてきたところであり、今後も同様取扱とするので、ご承知おき願います。

また、平成30年度予算（案）においては、都道府県がフォローアップ研修を開催するなど、チームの資質向上に関する研修会の費用については、「地域医療介護総合確保基金」の活用が可能とするとともに、都道府県内で好事例を情報共有する機会を設けることや、スーパーバイザーを派遣することなどの取組を行える費用を「認知症総合戦略推進事業」に計上しております。

都道府県におかれては、市町村の底上げを図るために、平成30年度以降においても、これらの費用を活用するための財政確保を引き続きお願いいたします。

## 3 認知症サポート医への周知について

認知症初期集中支援チームの設置や円滑な活動のためには、認知症サポート医の協力は欠かせないものであります。そのため、平成29年度から認知症サポート医養成研修のテキストに認知症初期集中支援チームの概要に関する資料を追加しておりますが、それ以前に認知症サポート医養成研修を受講されている受講者については、認知症初期集中支援チームについて知る機会が少ない状況です。

つきましては、各都道府県において、認知症サポート医フォローアップ研修の際に概要を説明するなど、認知症サポート医に認知症初期集中支援チームについて周知いただきますようご協力をお願いいたします。

### 【照会先】

厚生労働省老健局総務課 認知症施策推進室  
担当： 延、石川、中越  
Tel. 03-5253-1111 内線 (3974、3871)

別添 認知症初期集中支援チーム員研修現行プログラム

時間	内容等	
45分	講義	地域包括ケアシステムと認知症施策の概要
	ねらい	地域包括ケアシステムと日本の認知症施策の方向性を理解する
60分	講義	認知症初期集中支援チームの基本的な役割
	ねらい	認知症初期集中支援推進事業の目的、チームの役割、構成等、概要を理解する
70分	講義	初期集中支援における具体的な活動
	ねらい	チームを保有する自治体の立場から認知症初期集中支援チームを理解し支援するための基本的なプロセスを学習する。
90分	講義	認知症の総合アセスメントの実施
	ねらい	基本的な認知症の病態やアセスメントツールの使用方法等、総合的なアセスメントを学ぶ
50分	講義	模擬アセスメント（DASC）の実施
	ねらい	訪問時に実際に情報収集する手法や観察点を、観察・評価票の一つであるDASCの模擬演習から学ぶ。
60分	講義	初期集中支援における具体的な援助
	ねらい	訪問時の受療支援や家族介護者支援等、具体的な援助方法について学ぶ
30分	講義	認知症と身体アセスメントの実施
	ねらい	訪問時に身体状況を把握しアセスメントするポイントを学ぶ。
60分	講義	認知症初期集中支援チーム事業の基本となるガバナンスの構築
	ねらい	認知症初期集中支援推進事業を実施するにあたり、自治体の基本的なマネジメントプロセスを学ぶ。
90分	グループワーク	<p>テーマ</p> <p>「各地域での多職種連携への取り組み～初期集中支援チーム創設に向けて」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループでテーマについてディスカッション</li> <li>・グループから発表</li> </ul>
	ねらい	各地域の進捗や取り組み等の情報交換を通して、具体的なチーム活動をイメージできるとともに、各自の地域でのチーム活動における課題整理や他地域の取組を参考とする等、今後の各地域でのチーム活動に役立てる。
30分	チーム員テスト	